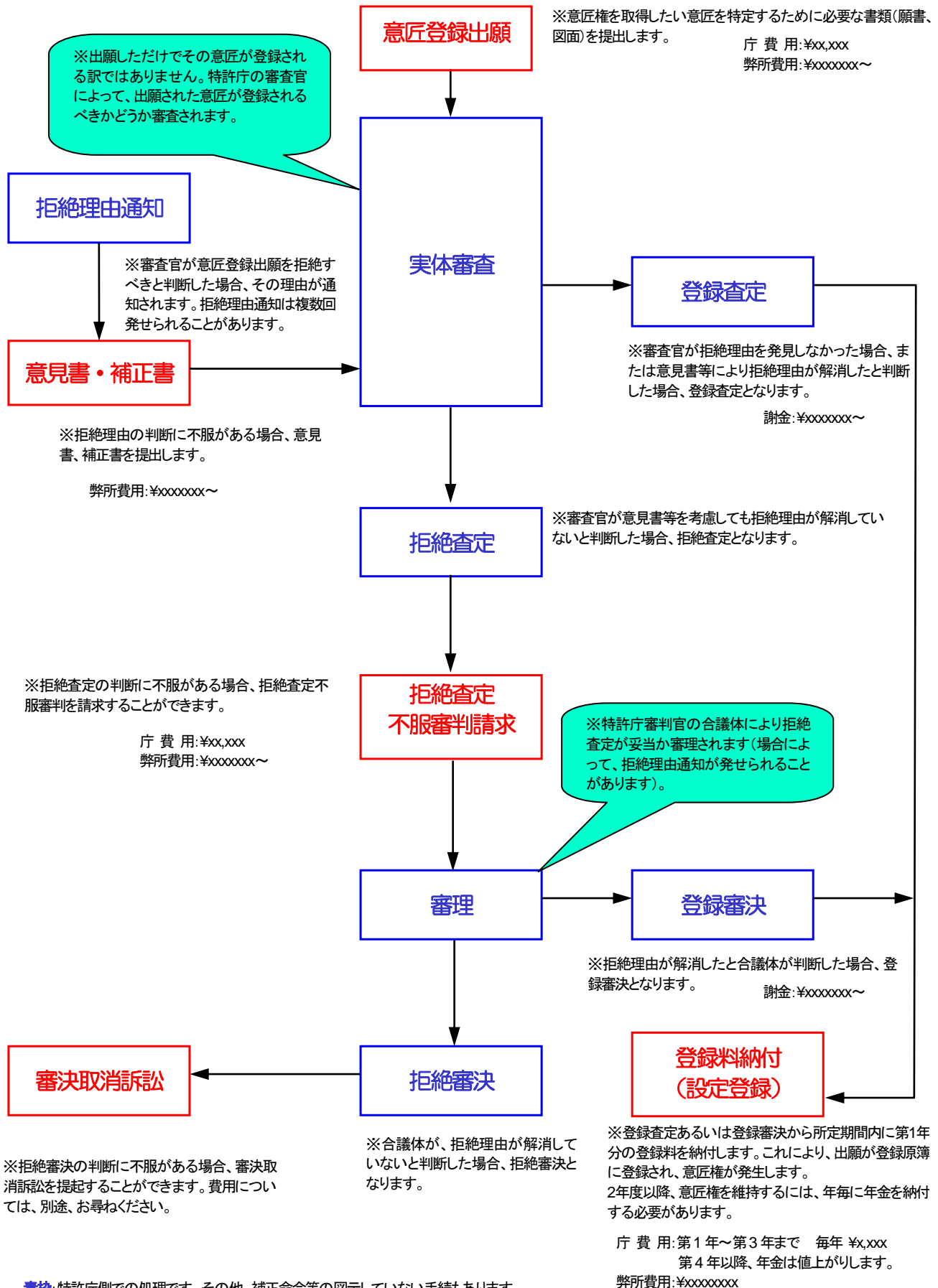


注意！！
 疑問があるときは、必ず当所へ質問願います。
 （日本弁理士会が作成した図です）
 特許業務法人 新大阪国際特許事務所

意匠権を取得するまでの手続の流れ（概略）



注 **青枠**: 特許庁側での処理です。その他、補正命令等の図示していない手続もあります。
赤枠: 出願人が特許庁(審決取消訴訟は知財高裁)に対して行う手続です。その他、方式補正等の図示していない手続もあります。
 出願人が特許庁に対して行う手続には**費用が発生します**。庁費用は改定されることがあります。
 特許庁印紙代は、必ず、特許庁サイトなどで最新の金額を確認して下さい。